

## バリアフリー改修に伴う減額措置について

\*減額適用の要件

\*申告方法

対象家屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)</li> <li>・令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に改修したもの</li> <li>・家屋の改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること(人の居住の用に供する部分の床面積割合が2分の1以上であること)</li> </ul>
居住者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかの者が居住していること             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 65歳以上の者</li> <li>(2) 要介護認定又は要支援認定を受けている者</li> <li>(3) 障害者の者</li> </ul> </li> </ul>
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助金等を除く自己負担が50万円超(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く)</li> <li>● 次の改修工事に該当するもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廊下の拡幅</li> <li>(2) 階段の勾配の緩和</li> <li>(3) 浴室の改良</li> <li>(4) 便所の改良</li> <li>(5) 手摺の取り付け</li> <li>(6) 床の段差の解消</li> <li>(7) 引き戸への取替え</li> <li>(8) 床表面の滑り止め化</li> </ul> </li> </ul>
申告に必要な物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書(第94号様式)、工事費用明細書の写し、領収書の写し、改修箇所の図面及び写真(改修前・改修後)</li> <li>・補助金などの支給及び交付決定通知書の写し (工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可能)</li> <li>・居住者用件を満たすことを示す書類(健康保険証・運転免許証・その他用件を示すもの)</li> </ul>
申告期間	改修後3ヶ月以内
申告先	総務部 課税課 家屋担当 電話 072(752)1111 内線286・287

\*減額内容

- 100㎡分を限度として翌年度分の住宅(居住部分)につき、固定資産税の3分の1を減額する。(減額措置が受けられるのは一度だけです。)
- 都市計画税にはこの減額の適用はありません
- 新築軽減15条の6第1、2項及び、耐震改修15条の9第1項～3項の規定の適用がある場合は適用できません。